

## 鳥インフルエンザ発生時の移動制限区域内農場及び施設の 防疫対応のための取組み

香川県東部家畜保健衛生所  
○北所万貴子、澁市さつき

### はじめに

香川県内における鳥インフルエンザ発生時、香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき、発生地家保が発生農場の対応に当たる一方、非発生地家保は「発生状況・清浄性確認検査班」として、移動制限区域内の農場及び施設への対応に当たる（図1）。

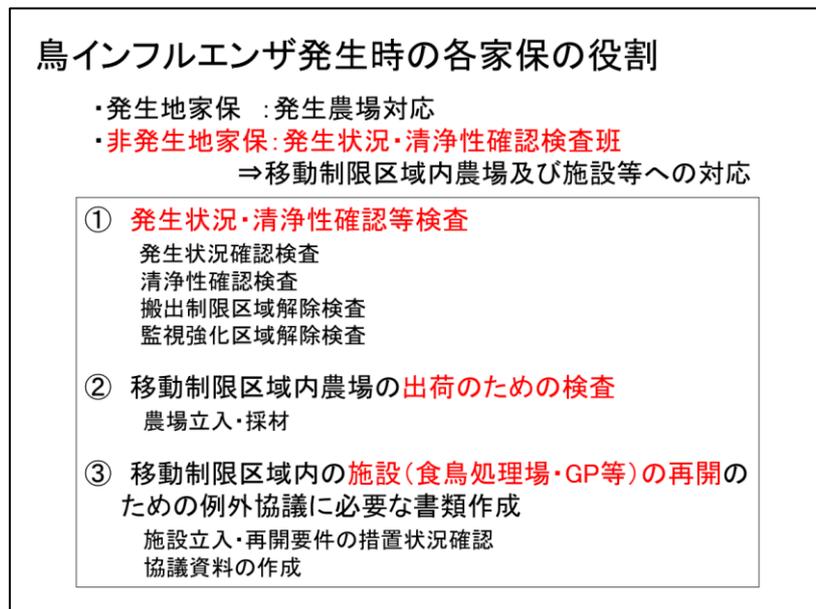


図1

### 令和6年発生時の発生状況・清浄性確認検査班の動き

令和6年の県内発生時、当所の「発生状況・清浄性確認検査班」は、簡易検査陽性の連絡を受け、制限区域内の農場と施設を確認、関係部署に農場立入検査要員の出動を依頼。疑い事例の確認について報道発表された段階で、移動制限区域内各農場へ飼養状況を聞き取り、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「指針」）第9の5の（1）及び（2）に基づく出荷のための検査が必要な農場については、翌朝からの立入検査時間の調整、人員配置を含めた計画作成及び立入検査準備を実施。同時に、移動制限区域内各施設には例外協議に必要な資料の準備を依頼し、深夜に立入検査を実施。帰庁後、例外協議資料を作成。翌朝からは農場立入検査を実施。臨床検査及び指針留意事項46及び48に基づく採材を実施し、検体を病性鑑定室

へ輸送。その後、出荷のための検査が不要であった移動制限区域内の農場に、異状のない旨を電話で確認、死亡羽数の報告を受領。いずれも迅速な対応が求められる中、少ない人員で多業務を同時進行する必要があった（図2）。

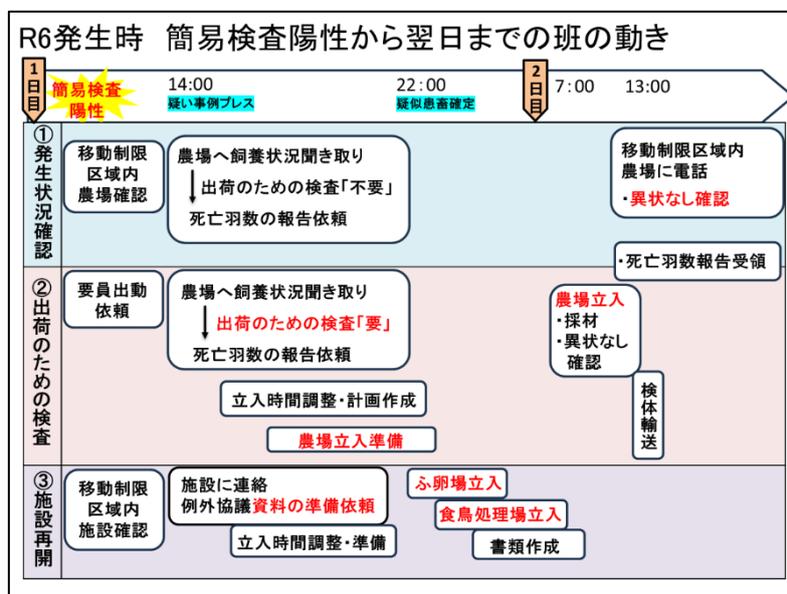


図2

### 令和6年発生時の課題

令和6年は、10月31日の指針改正直後に県内初の発生となり、制限区域内の農場の検査方法を見直す必要があった。また、多業務を少人数・短時間で対応することとなり、家畜防疫員以外の所員にも一部業務を依頼する必要があった。

さらに、この事例では、県内で初めて食鳥処理場が例外協議の対象となったため、当該施設に対し指針第10の1及び4の(1)について説明し、立入検査、施設の確認、資料の入手及び整理等に非常に時間を要したことから、令和7年度は、管内の各施設に対し、指針第10に係る説明、施設の確認、例外協議に必要な資料の整理等の事前準備が必要であると考え、以下の取組みを実施した。

#### 1. 発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査、監視強化区域解除検査（令和6年発生時対応）

令和6年10月31日の指針改正により、指針第12の2に基づく検査（発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査、監視強化区域解除検査）の方法が改正された。このため、指針留意事項61に基づく臨床検査の実施方法を、さらに、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査（以下「搬出制限・

監視強化区域解除検査J)の対象農場の選定方法を以下のとおり整理し、検査を実施した。

(1) 臨床検査

臨床検査は、各農場に電話で異状がない旨を確認、死亡羽数の確認と併せて実施した。

(2) 搬出制限・監視強化区域解除検査

搬出制限・監視強化区域解除検査の対象農場の選定には、発生農場からの距離が網羅的に含まれること、過去の発生農場を含むこと、各飼養規模(10,000羽未満、10,000～100,000羽未満、100,000羽以上)、各用途(採卵用、肉用、種鶏)、県内に複数農場を所有する主要な養鶏業者を含むよう考慮し、搬出制限区域解除検査を8農場、監視強化区域解除検査を9農場実施した。

## 2. 移動制限区域内農場の出荷のための検査

指針第9の5の(1)及び(2)に基づく出荷のための検査では、疑似患畜決定後に立入検査を実施するまでに多くの必要物を準備する必要がある。また、検査農場数が多い場合、家畜防疫員が不足するため他部署から人員を動員する必要がある。そこで、以下の取組みを実施した。

(1) 検査準備物マニュアルの整理

検査準備物を箇条書きにし、チェック欄を設け、写真を表示する等、内容を分かりやすくした。さらに、採材セット(採材に必要な物品(綿棒、ハサミ、ピンセット及びシリンジ等)を入れたクーラーボックスを農場毎にセット)のサンプルを作成し、家畜防疫員以外の所員に準備を依頼することが可能となった(図3)。

(2) 採材者用リーフレットの整理

採材法・検体の取扱い等について詳しく、且つ分かりやすく記載し、採材セットに本リーフレットを入れておくことで、検査に初めて行く人も安心して採材が出来るようにした(図4)。

(3) 検査演習

検査に慣れていない他部署等の獣医師に、採血、気管スワブの採材及び簡易検査の演習を行った(図5)。



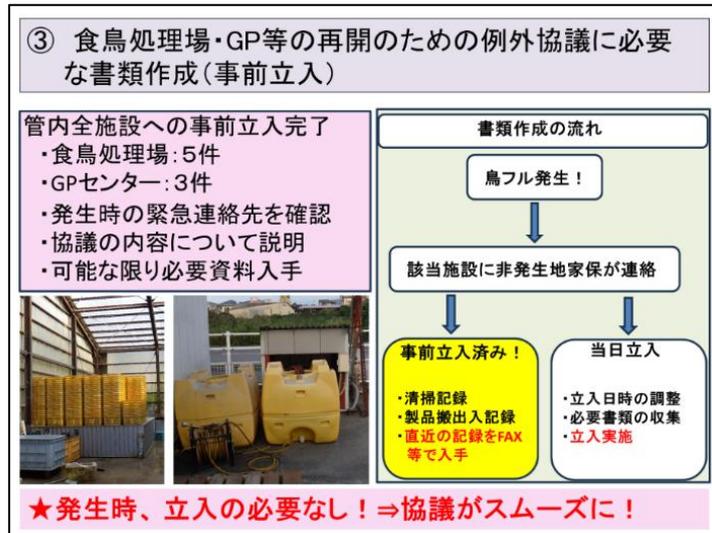


図6

## まとめ

発生状況確認・清浄性確認等の検査において、改正指針に基づく検査方法を整理した。出荷のための検査では、準備物マニュアルや採材者用リーフレットを整備し、他部署等の獣医師への検査演習を実施した。その結果、家畜防疫員以外の所員への立入検査の準備の依頼が可能となり、また、検査に不慣れな獣医師の不安の払拭につながった。

施設の再開については、緊急連絡先の確認・説明・事前立入検査・資料作成を実施した。発生シーズン前に事前立入検査を行うことにより、鳥インフルエンザ発生時の施設への立入検査が不要となり、電話・メール・FAX等で協議が可能となった。

令和8年1月、当所管内で鳥インフルエンザが発生した。その際に、非発生地家保となった西部家保が、今回の取組みで当所が整理・作成した発生状況・清浄性確認検査方法、出荷のための検査準備物マニュアル及び採材者用リーフレットを活用し、有効性を確認した。

以上により、移動制限区域内において、迅速的確な防疫対応が可能となり、鳥インフルエンザのまん延防止及び生産物の早期流通再開に寄与したと考える。